

○就労移行支援サービス費

基本部分		注	注					
		地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合 又は	職業指導員若しくは生活支援員又は就労支援員の員数が基準に満たない場合 又は	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 又は	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算
イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (1,089単位)	×965/1,000	×70/100				利用者全員について、1日につき5単位を減算
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (935単位)						
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (807単位)						
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (686単位)						
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (564単位)						
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (524単位)						
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (500単位)						
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (999単位)						
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (841単位)						
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (714単位)						
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (627単位)						
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (513単位)						
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (464単位)						
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (442単位)						
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (968単位)						
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (817単位)						
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (682単位)						
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (592単位)						
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (504単位)						
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (443単位)						
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (422単位)						
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (915単位)						
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (776単位)						
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (636単位)						
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (540単位)						
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (483単位)						
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (414単位)						
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (394単位)						
	(5) 定員81人以上	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (883単位)						
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (740単位)						
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (597単位)						
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (495単位)						
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (466単位)						
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (387単位)						
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (369単位)						
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)							
就労支援関係研修修了加算	(1日につき6単位を加算)							
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)							
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)							
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算) ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)							
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)							
就労定着支援体制加算	イ 6月以上12月未満の就労定着者	(1) 定着率が5分以上1割5分未満の場合 (1日につき15単位を加算)	注 平成30年9月末まで					
		(2) 定着率が1割5分以上2割5分未満の場合 (1日につき24単位を加算)						
		(3) 定着率が2割5分以上3割5分未満の場合 (1日につき36単位を加算)						
		(4) 定着率が3割5分以上4割5分未満の場合 (1日につき51単位を加算)						
		(5) 定着率が4割5分以上の場合 (1日につき73単位を加算)						
	ロ 12月以上24月未満の就労定着者	(1) 定着率が5分以上1割5分未満の場合 (1日につき13単位を加算)						
		(2) 定着率が1割5分以上2割5分未満の場合 (1日につき21単位を加算)						
		(3) 定着率が2割5分以上3割5分未満の場合 (1日につき31単位を加算)						
		(4) 定着率が3割5分以上4割5分未満の場合 (1日につき44単位を加算)						
		(5) 定着率が4割5分以上の場合 (1日につき63単位を加算)						
	ハ 24月以上36月未満の就労定着者	(1) 定着率が5分以上1割5分未満の場合 (1日につき11単位を加算)						
		(2) 定着率が1割5分以上2割5分未満の場合 (1日につき17単位を加算)						
		(3) 定着率が2割5分以上3割5分未満の場合 (1日につき26単位を加算)						
		(4) 定着率が3割5分以上4割5分未満の場合 (1日につき37単位を加算)						
		(5) 定着率が4割5分以上の場合 (1日につき53単位を加算)						

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)

精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)	(1日につき180単位を加算)
	ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	(1日につき115単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

食事提供体制加算	(1日につき30単位を加算)
----------	----------------

移行準備支援体制加算	イ 移行準備支援体制加算(Ⅰ)	(1日につき41単位を加算)
	ロ 移行準備支援体制加算(Ⅱ)	(1日につき100単位を加算)

送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)

注 同一敷地内の場合 ×70/100

障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)

注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位

通勤訓練加算	(1日につき800単位を加算)
--------	-----------------

在宅時生活支援サービス加算	(1日につき300単位を加算)
---------------	-----------------

社会生活支援特別加算	(1日につき480単位を加算)
------------	-----------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×67/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×49/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×27/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位の90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位の80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可
 注3 指定障害者支援施設において行った場合
 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×69/1,000)
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×50/1,000)
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×28/1,000)
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位の90/100)
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位の80/100)

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×9/1,000)
-----------------	----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可
 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位×9/1,000)